

第25号議案

神戸市高速鉄道乗車料条例の一部を改正する条例の件
神戸市高速鉄道乗車料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市高速鉄道乗車料条例の一部を改正する条例

神戸市高速鉄道乗車料条例（昭和52年3月条例第66号）の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

（北神区間の取扱い）

第2条の2 前条の規定にかかわらず，新神戸駅から谷上駅までの区間（以下「北神区間」という。）に係る料金は，同条第1項の対距離区間制によらず定めるものとする。

2 北神区間と北神区間以外の区間を連続して乗車する場合の料金は，それぞれの区間に係る料金の額を合計して得た額とする。

第3条第1項第1号ア中「470円」の次に「，北神区間にあつては430円」を加え，同項第2号中「普通料金の額から」を「第1号の普通料金（以下この号において「普通料金」という。）の額から」に改め，同項第3号アの表中

「

| | | |
|------|---------|---------|
| 9 区間 | 18,380円 | 11,310円 |
|------|---------|---------|

を

」

「

| | | |
|------|---------|---------|
| 9 区間 | 18,380円 | 11,310円 |
| 北神区間 | 16,770円 | 10,320円 |

に改め，同号エの表中

」

「

| | | | |
|------|---------|---------|---------|
| 9 区間 | 36,910円 | 41,190円 | 27,590円 |
|------|---------|---------|---------|

を

」

「

| | | | |
|------|---------|---------|---------|
| 9 区間 | 36,910円 | 41,190円 | 27,590円 |
| 北神区間 | 28,090円 | 31,400円 | 21,470円 |

に改め、

」

同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項及び前条第2項の規定にかかわらず、北神区間及び北神区間と北神区間以外の区間を連続して乗車する場合の料金は、次に掲げる料金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 普通料金 次に掲げる額

ア 大人

1人1乗車につき北神区間にあつては280円、北神区間と1区間を連続して乗車する場合にあつては280円、北神区間と2区間を連続して乗車する場合にあつては310円、北神区間と3区間を連続して乗車する場合にあつては350円、北神区間と4区間を連続して乗車する場合にあつては380円、北神区間と5区間を連続して乗車する場合にあつては420円、北神区間と6区間を連続して乗車する場合にあつては450円、北神区間と7区間を連続して乗車する場合にあつては480円、北神区間と8区間を連続して乗車する場合にあつては510円

イ 小児

1人1乗車につき北神区間にあつては140円、北神区間と1区間を連続して乗車する場合にあつては140円、北神区間と2区間を連続して乗車する場合にあつては150円、北神区間と3区間を連続して乗車する場合にあつては170円、北神区間と4区間を連続して乗車する場合にあつては190円、北神区間と5区間を連続して乗車する場合にあつては210円、北神区間と6区間を連続して乗車する場合にあつては220円、北神区間と7区間を連続して乗車する場合にあつては240円、北神区間と8区間を連続して乗車する場合にあつては250円

(2) 回数料金 第1号の普通料金（以下この号において「普通料金」という。）

の額からその3割に相当する額を控除して得た額以上普通料金の額以下に

において管理者が定める額

(3) 定期料金 次に掲げる額（10円未満の端数があるときは，これを切り上げて得た額）

ア 通用期間が1箇月のもの

| 種別 区間 | 普通定期料金 | 通学定期料金 (大学生に係るものに限る。) |
|----------------------|---------|--------------------------|
| 北神区間 | 10,620円 | 6,210円 |
| 北神区間及びそれに連続して乗車する1区間 | 10,620円 | 6,210円 |
| 北神区間及びそれに連続して乗車する2区間 | 12,250円 | 7,170円 |
| 北神区間及びそれに連続して乗車する3区間 | 13,480円 | 7,890円 |
| 北神区間及びそれに連続して乗車する4区間 | 14,700円 | 8,600円 |
| 北神区間及びそれに連続して乗車する5区間 | 16,340円 | 9,550円 |
| 北神区間及びそれに連続して乗車する6区間 | 17,560円 | 10,260円 |
| 北神区間及びそれに連続して乗車する7区間 | 18,790円 | 11,000円 |
| 北神区間及びそれに | | |

| | | |
|------------------|---------|---------|
| 連続して乗車する 8 区間 | 20,020円 | 11,710円 |
|------------------|---------|---------|

イ 通用期間が 3 箇月のもの

1 箇月の普通定期料金又は通学定期料金（大学生に係るものに限る。）
の 3 倍に相当する額からその 5 分に相当する額を控除して得た額

ウ 通用期間が 6 箇月のもの

1 箇月の普通定期料金又は通学定期料金（大学生に係るものに限る。）
の 6 倍に相当する額からその 1 割に相当する額を控除して得た額

エ 通用期間が 1 学期， 2 学期及び 3 学期のもの（大学生に係る通学定期料
金に限る。）

| 種別 区間 | 1 学期定期料 金 | 2 学期定期料 金 | 3 学期定期料 金 |
|-------------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 北神区間 | 20,260円 | 22,620円 | 15,140円 |
| 北神区間及びそれに 連続して乗車する 1 区間 | 20,260円 | 22,620円 | 15,140円 |
| 北神区間及びそれに 連続して乗車する 2 区間 | 23,370円 | 26,090円 | 17,480円 |
| 北神区間及びそれに 連続して乗車する 3 区間 | 25,720円 | 28,700円 | 19,220円 |
| 北神区間及びそれに 連続して乗車する 4 区間 | 28,060円 | 31,320円 | 20,970円 |
| 北神区間及びそれに 連続して乗車する 5 区間 | 31,160円 | 34,790円 | 23,300円 |
| 北神区間及びそれに | | | |

| | | | |
|--|---------|---------|---------|
| 連続して乗車する 6 区間 | 33,510円 | 37,410円 | 25,050円 |
| 北神区間及びそれに 連続して乗車する 7 区間 | 35,840円 | 40,020円 | 26,790円 |
| 北神区間及びそれに 連続して乗車する 8 区間 | 38,190円 | 42,620円 | 28,540円 |
| 備考 この表において、「1学期」とは毎年4月8日から7月20日までを、「2学期」とは毎年9月1日から12月24日までを、「3学期」とは毎年1月8日から3月25日までをいう。 | | | |

オ 高校生に係る通学定期料金

アからエまでの規定に基づく大学生に係る通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

カ 中学生に係る通学定期料金

アからエまでの規定に基づく大学生に係る通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

キ 小児に係る通学定期料金

アからエまでの規定に基づく大学生に係る通学定期料金の額からその5割に相当する額を控除して得た額

第5条中「第3条第1項第1号」の次に「又は同条第2項第1号」を加え、「同項第2号」を「同条第1項第2号又は同条第2項第2号」に改める。

第6条第1項第1号中「第3条第1項第3号」の次に「又は同条第2項第3号」を加え、同項第2号各号列記以外の部分中「第3条第1項第3号」の次に「又は同条第2項第3号」を加える。

第7条第2項中「第3条第1項第1号」の次に「又は同条第2項第1号」を加える。

第8条第1項中「第3条第1項各号」の次に「若しくは同条第2項各号」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和 2 年 6 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前にこの条例による改正前の神戸市高速鉄道乗車料条例第 6 条の 2 の規定に基づき発行された北神区間を含む回数券及び定期券その他の乗車券並びに北神急行電鉄株式会社及び神戸電鉄株式会社その他の会社により発行された北神区間を含む回数券及び定期券その他の乗車券であって，この条例の施行の際にまだ通用期間が満了していないものについては，なお従前の例により使用することができるものとする。

理 由

北神急行線と本市高速鉄道の一体的運行に伴い乗車料金を改定するに当たり，条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市高速鉄道乗車料条例 ぬきがき

(____は，改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(対距離区間制)

第2条 略

(北神区間の取扱い)

第2条の2 前条の規定にかかわらず，新神戸駅から谷上駅までの区間（以下「北神区間」という。）に係る料金は，同条第1項の対距離区間制によらず定めるものとする。

2 北神区間と北神区間以外の区間を連続して乗車する場合の料金は，それぞれの区間に係る料金の額を合計して得た額とする。

(料金)

第3条 料金は，次に掲げる料金の種類の区分に応じ，当該各号に定める額とする。

(1) 普通料金 次に掲げる額の範囲内において
交通事業管理者（以下「管理者」という。）
が定める額

ア 大人（12歳以上の者（イの小児に該当する者を除く。）をいう。以下同じ。）

1人1乗車につき1区間にあつては210円，2区間にあつては240円，3区間にあつては280円，4区間にあつては310円，5区間にあつては350円，6区間にあつては380円，7区間にあつては410円，8区間にあつては440円，9区間にあつては470円

北神区間にあつては430円

イ 略

(2) 回数料金 普通料金の額からその3割に相当する額を控除して得た額以上普通料金の額以下において管理者が定める額

(3) 定期料金 次に掲げる額（10円未満の端数があるときは、これを切り上げて得た額）の範囲内において管理者が定める額

ア 通用期間が1箇月のもの

| 種別 区間 | 普通定期料金 | 通学定期料金 |
|----------|----------------|----------------|
| 略 | 略 | 略 |
| 9区間 | <u>18,380円</u> | <u>11,310円</u> |
| _____ | _____ | _____ |
| _____ | _____ | _____ |

イ, ウ 略

エ 通用期間が1学期、2学期及び3学期のもの（通学定期料金に限る。）

| 種別 区間 | 1学期定期料金 | 2学期定期料金 | 3学期定期料金 |
|----------|----------------|----------------|----------------|
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| 9区間 | <u>36,910円</u> | <u>41,190円</u> | <u>27,590円</u> |
| _____ | _____ | _____ | _____ |
| _____ | _____ | _____ | _____ |
| 備考 略 | | | |

オ～ク 略

第1号の普通料金（以下この号

において「普通料金」という。）の額から

| 種別 区間 | 普通定期料金 | 通学定期料金 |
|----------|----------------|----------------|
| 略 | 略 | 略 |
| 9区間 | <u>18,380円</u> | <u>11,310円</u> |
| 北神区 間 | <u>16,770円</u> | <u>10,320円</u> |

| 種別 区間 | 1学期定期料金 | 2学期定期料金 | 3学期定期料金 |
|----------|----------------|----------------|----------------|
| 略 | 略 | 略 | 略 |
| 9区間 | <u>36,910円</u> | <u>41,190円</u> | <u>27,590円</u> |
| 北神区 間 | <u>28,090円</u> | <u>31,400円</u> | <u>21,470円</u> |

2 前項及び前条第2項の規定にかかわらず、北神区間及び北神区間と北神区間以外の区間を連続して乗車する場合の料金は、次に掲げる料金の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 普通料金 次に掲げる額

ア 大人

1人1乗車につき北神区間にあつては
280円、北神区間と1区間を連続して乗車
する場合にあつては280円、北神区間と2
区間を連続して乗車する場合にあつては
310円、北神区間と3区間を連続して乗車
する場合にあつては350円、北神区間と4
区間を連続して乗車する場合にあつては
380円、北神区間と5区間を連続して乗車
する場合にあつては420円、北神区間と6
区間を連続して乗車する場合にあつては
450円、北神区間と7区間を連続して乗車
する場合にあつては480円、北神区間と8
区間を連続して乗車する場合にあつては
510円

イ 小児

1人1乗車につき北神区間にあつては
140円、北神区間と1区間を連続して乗車
する場合にあつては140円、北神区間と2
区間を連続して乗車する場合にあつては
150円、北神区間と3区間を連続して乗車
する場合にあつては170円、北神区間と4
区間を連続して乗車する場合にあつては
190円、北神区間と5区間を連続して乗車
する場合にあつては210円、北神区間と6
区間を連続して乗車する場合にあつては
220円、北神区間と7区間を連続して乗車
する場合にあつては240円、北神区間と8
区間を連続して乗車する場合にあつては

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

250円

(2) 回数料金 第1号の普通料金（以下この号において「普通料金」という。）の額からその3割に相当する額を控除して得た額以上普通料金の額以下において管理者が定める額

(3) 定期料金 次に掲げる額（10円未満の端数があるときは、これを切り上げて得た額）

ア 通用期間が1箇月のもの

| 種別 区間 | 普通定期料金 | 通学定期料金（大学生に係るものに限る。） |
|----------------------|---------|----------------------|
| 北神区間 | 10,620円 | 6,210円 |
| 北神区間及びそれに連続して乗車する1区間 | 10,620円 | 6,210円 |
| 北神区間及びそれに連続して乗車する2区間 | 12,250円 | 7,170円 |
| 北神区間及びそれに連続して乗車する3区間 | 13,480円 | 7,890円 |
| 北神区間及びそれに連続して乗車 | 14,700円 | 8,600円 |

| | | |
|--|--|--|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

| | | |
|------------------------|---------|---------|
| する 4 区間 | | |
| 北神区間及びそれに連続して乗車する 5 区間 | 16,340円 | 9,550円 |
| 北神区間及びそれに連続して乗車する 6 区間 | 17,560円 | 10,260円 |
| 北神区間及びそれに連続して乗車する 7 区間 | 18,790円 | 11,000円 |
| 北神区間及びそれに連続して乗車する 8 区間 | 20,020円 | 11,710円 |

イ 通用期間が 3 箇月のもの

1 箇月の普通定期料金又は通学定期料金（大学生に係るものに限る。）の 3 倍に相当する額からその 5 分に相当する額を控除して得た額

ウ 通用期間が 6 箇月のもの

1 箇月の普通定期料金又は通学定期料金（大学生に係るものに限る。）の 6 倍に相当する額からその 1 割に相当する額を控除して得た額

エ 通用期間が 1 学期、2 学期及び 3 学期のもの（大学生に係る通学定期料金に限

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

る。)

| 種別 区間 | 1 学期 定期料 金 | 2 学期 定期料 金 | 3 学期 定期料 金 |
|------------------------------------|------------------|------------------|------------------|
| 北神区間 | 20,260 円 | 22,620 円 | 15,140 円 |
| 北神区間及 びそれに連 続して乗車 する 1 区間 | 20,260 円 | 22,620 円 | 15,140 円 |
| 北神区間及 びそれに連 続して乗車 する 2 区間 | 23,370 円 | 26,090 円 | 17,480 円 |
| 北神区間及 びそれに連 続して乗車 する 3 区間 | 25,720 円 | 28,700 円 | 19,220 円 |
| 北神区間及 びそれに連 続して乗車 する 4 区間 | 28,060 円 | 31,320 円 | 20,970 円 |
| 北神区間及 びそれに連 続して乗車 する 5 区間 | 31,160 円 | 34,790 円 | 23,300 円 |
| 北神区間及 びそれに連 続して乗車 する 6 区間 | 33,510 円 | 37,410 円 | 25,050 円 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

| | | | |
|--|-------------|-------------|-------------|
| 北神区間及びそれに連続して乗車する7区間 | 35,840 円 | 40,020 円 | 26,790 円 |
| 北神区間及びそれに連続して乗車する8区間 | 38,190 円 | 42,620 円 | 28,540 円 |
| 備考 この表において、「1学期」とは毎年4月8日から7月20日までを、「2学期」とは毎年9月1日から12月24日までを、「3学期」とは毎年1月8日から3月25日までをいう。 | | | |

オ 高校生に係る通学定期料金

アからエまでの規定に基づく大学生に係る通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

カ 中学生に係る通学定期料金

アからエまでの規定に基づく大学生に係る通学定期料金の額からその5分に相当する額を控除して得た額

キ 小児に係る通学定期料金

アからエまでの規定に基づく大学生に係る通学定期料金の額からその5割に相当する額を控除して得た額

2 略

(普通乗車券及び回数券)

第5条 管理者は、第3条第1項第1号_____の普通料金を支払った者に対

3

又は同条第2項第1号

し普通乗車券を、同項第2号の回数料金を支払った者に対し回数券を発行する。

(定期券)

第6条 管理者は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める定期券を発行する。

(1) 常時、区間を同じくして乗車する者で第

3条第1項第3号_____の

普通定期料金を支払ったもの 普通定期券

(2) 次のいずれかに掲げる者で第3条第1項

第3号_____の通学定期料

金を支払ったもの 通学定期券

ア～エ 略

2 略

(団体乗車券)

第7条 管理者は、事業上支障がないと認めるときは、団体乗車券を発行することができる。

2 管理者は、前項の団体乗車券の料金について、第3条第1項第1号_____

_____の普通料金の2割以内において割引をす

ることができる。

(料金の減額又は免除)

第8条 管理者は、特別の理由があると認める場合その他事業上必要があると認める場合

は、第3条第1項各号_____

_____に掲げる料金、第6条の2の規定により定

められた連絡乗車券に係る料金又は次条に規

定する前払式料金カードの発売額を減額し、

又は免除することができる。

2 略

同条第1項第2号又は同条第2項

第2号

又は同条第2項第3号

又は同条第2項第3号

又は同条第2項第1

号

若しくは同条第2項各

号